

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について

令和3年5月12日
中山間地域振興課

1 趣 旨

令和3年4月1日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「新過疎法」という。)」が施行された。(令和13年3月31日まで(10年間)の時限)

2 新過疎法のポイント

○ 法の目的 ～過疎地域の「自立促進」から「持続的発展」に見直し

○ 過疎地域の要件見直し

- ・長期人口減少率の基準年を、昭和35年から昭和50年に変更
- ・平成の合併市町村に係る一部過疎地域の要件に、財政力指数等を新設 など

[要件見直し後の本県の過疎地域] 上記の要件見直しにより、一部過疎区域が変更

区分	市町数	過疎地域の区域 ※下線は、新たに過疎地域に指定された地域
全域 過疎	5市 5町	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市 安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部 過疎	4市	呉市のうち、 <u>旧音戸町</u> ・旧倉橋町・旧下蒲刈町・旧蒲刈町・ <u>旧川尻町</u> ・旧豊浜町・旧豊町 三原市のうち、旧大和町・旧久井町 尾道市のうち、 <u>旧因島市</u> ・旧瀬戸田町・旧御調町・ <u>旧向島町</u> 廿日市市のうち、旧吉和村・旧宮島町
卒業 団体	2市	福山市(旧内海町) 東広島市(旧福富町・旧豊栄町・旧河内町)

○ 卒業団体への経過措置

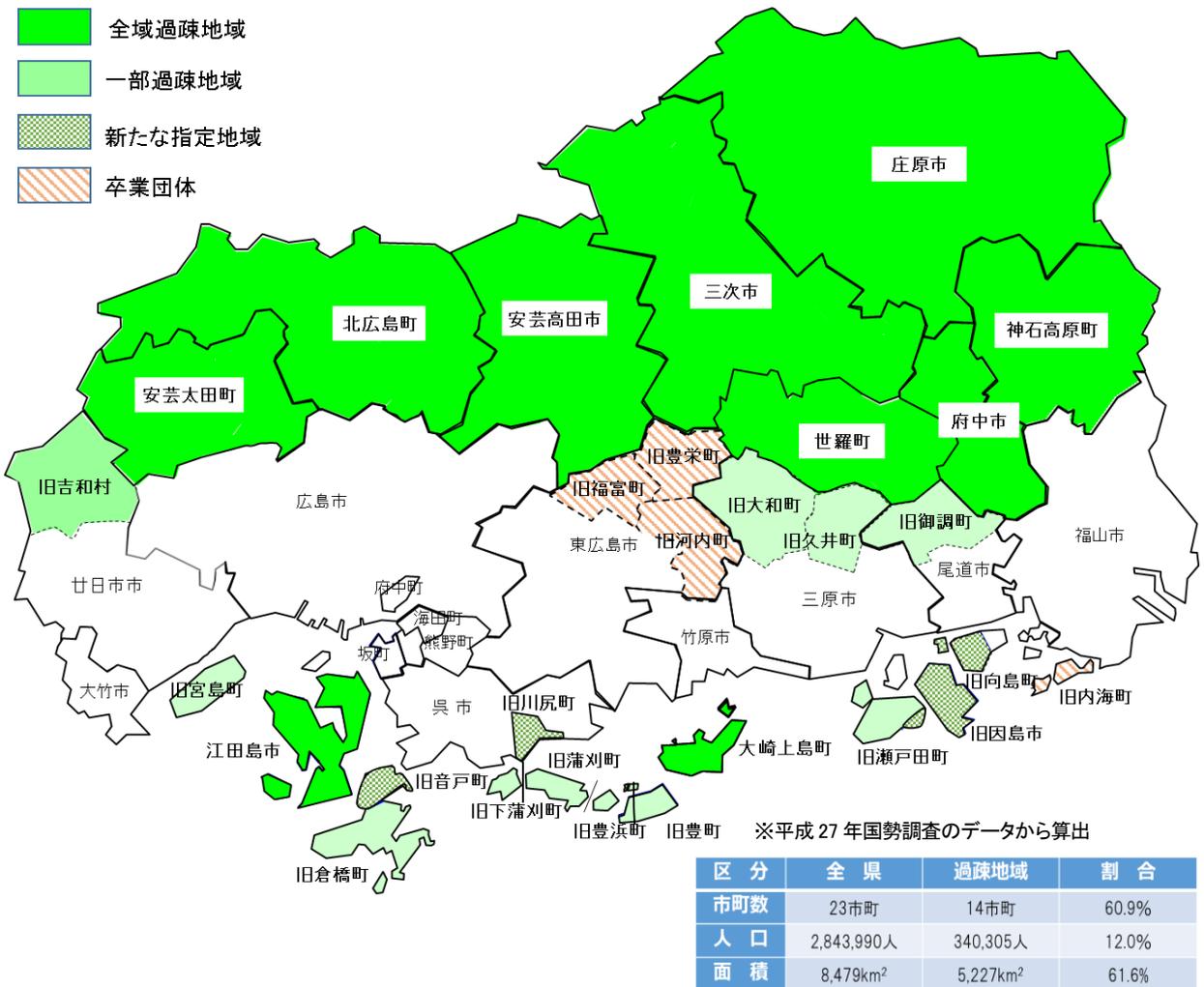
経過措置期間を、旧過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)の5年間から6年間に延長(国庫補助の嵩上げ、過疎対策事業債の発行など)

3 今後の対応

- (1) 「広島県中山間地域振興条例(平成25年条例第44号)」について、新過疎法の施行に伴い必要となる文言の修正等を行う。(6月定例会への提案を予定)
- (2) 本年9月頃を目途に、過疎地域を有する市町(卒業団体を含む。)の意見を聞きながら、新過疎法に基づく「過疎地域持続的発展方針」「過疎地域持続的発展県計画」の策定に向けた検討を、関係各局と連携して進める。

■ 新過疎法による過疎地域公示区域

参 考



■ 持続的発展方針及び県計画の位置付け

持続的発展方針 … 新過疎法に基づき、過疎地域の持続的発展を支援するための施策の大綱及び県・市町が過疎地域持続的発展計画を定める際の指針として策定

県計画 …………… 持続的発展方針に基づき、県が市町に協力して講じようとする措置の計画

